

令和7年度法務省委託人権啓発動画『『誰か』のこと じゃない。』  
を使用した広報の留意事項

1 広報内容

- (1) YouTube (インストリーム広告)「YouTube TrueView」による動画広報とする。
- (2) 動画視聴完了数はより多いことが望ましいが、少なくとも合計で50,000回以上の回数を満たすものとする。

2 映像

下記ウェブページに掲載されている動画(全9種)を使用すること。  
[https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04\\_00233.html](https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00233.html)

3 広報時期

令和7年11月27日(木)～12月10日(水)

※ 12月4日(木)から10日(水)の人権週間を中心に展開すること。